

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正す

る法律案（閣法第四号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、地域における産業集積の形成及び活性化の一層の推進を図るため、小規模企業者の立地等に係る設備資金の貸付けの充実、食品製造業者等の企業立地に対する金融支援及び課税の特例措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、小規模企業者等設備導入資金助成法の特例

小規模企業者等設備導入資金助成法に規定する設備資金貸付事業に係る貸付金であつて、承認企業立地計画又は承認事業高度化計画に従つて小規模企業者等が設置する設備等に係るものについて、貸与機関が貸し付けることができる金額の割合の上限を、現行の二分の一以内から三分の二以内へ引き上げる。

二、食品流通構造改善促進法の特例

食品流通構造改善促進機構は、食品製造業者等が承認企業立地計画又は承認事業高度化計画に従つて行う措置に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること等の業務を行うことができる。

三、課税の特例

承認企業立地計画に従って企業立地を行う事業者であつて、同意集積区域内において指定集積業種のうち地域における産業集積の形成等に資するものであつて、農林漁業との関連性が高いものの事業のための施設又は設備を新設したものが、新たに取得等した機械・建物等については、租税特別措置法の定めにより、課税の特例の適用があるものとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。